

- 1 紙及びプラスチック固形化燃料
古紙、廃プラスチック類等を100%使用していること。
- 2 建設汚泥を利用した改良土
建設汚泥を改良土の原料として70%使用していること（改良剤を除く）。
- 3 肥料
有機性汚泥、動植物性残渣等を70%以上使用していること。
- 4 緑化基盤材
有機性汚泥、動植物性残渣等を70%以上使用していること。
- 5 コンクリート2次製品
熔融スラグ、下水汚泥焼却灰等を10%以上使用していること。
- 6 廃食油を使用したBDF燃料
廃食油を80%以上使用していること。
- 7 廃棄物等を使用した家庭菜園用キット
廃プラスチック、廃ガラスびん等を50%以上使用していること。
- 8 工場内損布を利用した家庭用クリーナー
工場内損布を20%以上使用していること。
- 9 廃プラスチックを使用したペレット
廃プラスチックを100%使用していること。
- 10 古紙の炭花鉢
古紙を100%使用していること。
- 11 フライアッシュを利用したコンクリート2次製品
フライアッシュをセメント比率の10%以上使用していること。
- 12 フライアッシュを利用した路盤材等
フライアッシュを50%以上使用していること。
- 13 再生アスファルト混合物
アスファルト・コンクリート塊を製品重量比で20%以上使用していること。
- 14 燃え殻・ばいじん（木質バイオマスボイラーより発生したものに限る。）
燃え殻・ばいじんを50%以上使用していること。